



国 監 告 第 5 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 3 月実施の随時監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 6 月 18 日

国立市監査委員 庄 司 雅

(写)

国政経発第17号
令和7年5月21日

国立市監査委員 庄 司 雅 様
国立市監査委員 稗 田 美菜子 様

国立市長 濱 崎 真 也

随時監査における要望事項の措置について（通知）

令和7年4月25日付け国監発第4号により提出がなされた件について、
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 健康福祉部 福祉総務課

担当部局長 健康福祉部長 大川 潤一

以上

【要望事項】

500万円の補助金交付決定の決裁文書において、決裁区分が、市長決裁（A決裁）ではなく、副市長決裁（B決裁）であった。
規定に基づき、適正に事務を執行されるよう要望する。

措置前の状況

団体への補助金交付決定の起案文書作成に際し、別団体に同様の補助金を交付した起案文書があったことから、複写したものを上書きする手順で作成をしました。
その折に、負担額に応じて決裁区分を確認し、変更する工程を失念しました。
また、起案者、管理者ともに、そのことに気づかずに決裁に至りました。

措置の内容

文書の作成やシステム上の起案に当たり、別データを複写して用いることは効率的であると考えられます。しかし修正箇所が注意が向くものの、起案文書全体の見直し、確認を怠り易い傾向があることから、「財務関係決裁区分及び合議先一覧」を起案文書作成ごとに、また承認ごとに確認することを改めて共有し、起案時チェック、承認時点チェックの双方を機能するように致しました。